

令和4年度 第17回人事委員会 会議結果

一 日 時 令和5年1月12日(木) 午後3時30分から3時55分まで

二 場 所 琴の浦高等特別支援学校会議室

三 出席者

1 人事委員	委員長	小松哲也			
	委員	中本久美子			
	委員	細田耕治			
2 事務局職員	事務局長	川本晴彦	次長兼給与課長	前田俊和	
	任用課長	尾田聡子	係長	山口玲夏	
3 傍聴者		なし			

四 議 題

議案第1号 職員の採用選考に係る専決処分の承認について(病院局)

議案第2号 人事委員会規則の一部改正に係る専決処分の承認について(期末・勤勉手当関係)

議案第3号 人事委員会定めの制定に係る専決処分の承認について(改正給与条例附則関係)

報告第1号 鳥取県職員採用試験(令和5年4月採用予定 障がい者対象(身体、精神)・高校卒業程度(警察行政))の採用候補者の決定について

五 議 事

議事について公開又は非公開のどちらとするかについて審議を行い、議案第2号及び第3号は公開、議案第1号及び報告第1号は非公開とすることについて全員の合意を得た。

◇議案第1号

職員の採用選考(病院局)に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

◇議案第2号

人事委員会規則(期末・勤勉手当関係)の一部改正に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説 明】

以下のとおり人事委員会規則等の一部を改正する専決処分を行ったので報告するとともに承認を求める。

1 改正した規則等の名称

(1) 規則

期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則(昭和41年鳥取県人事委員会規則第4号)

(2) 定め

期末手当及び勤勉手当の運用について(昭和41年2月1日発鳥人委第12号)

2 概要

(1) 期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則

人事委員会勧告による勤勉手当の支給月数の引上げ(0.15月分 年間1.55月分→1.70月分(R4.6:0.775月、R4.12:0.925月))を踏まえ、勤勉手当の成績率を改正する。

(2) 期末手当及び勤勉手当の運用について

人事委員会勧告による勤勉手当の支給月数の引上げを踏まえ、勤勉手当の額の総額を改正する。

根拠	成績区分	成績率の範囲の改定方針	備考	《参考》一般職員の場合		
				現行	R4年12月期	R5年度～
規則	特に優秀	・上限は勤勉手当の支給月数の2倍とする。 ・下限は「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	変更なし（国準拠）	1.55以下 0.92以上	1.85以下 1.07以上	定年引上げに伴う関係人事委員会規則の改正時に併せて改正予定
	優秀	・「良好（標準）」の成績率に対する差が現行と同程度となるように設定する。	変更なし（国準拠）	0.92未満 0.845以上	1.07未満 0.995以上	
	良好（標準）	・勤勉手当の支給月数と同様に引き上げる。	変更なし 配分原資を据置（国と同じ）	0.76	0.91	
	良好でない	・国の「良好でない」と「良好（標準）」の比率を基に成績率を設定する。	変更なし（国準拠）	0.69以下	0.825以下	
通知	戒告	（参考：令和3年勧告に伴う改正時） ・「良好（標準）」に対する現行の比率を概ね維持し、成績率の上限値が等間隔となるように調整。 ※役職段階が高くなるほど厳しい措置となることを基本とする。	変更なし（国準拠）	0.54以下	0.54以下	
	減給			0.43以下	0.43以下	
	停職			0.32以下	0.32以下	

※1 成績率（百分率）は0.5単位で調整する。

※2 再任用職員の懲戒処分者については定年前職員との均衡を考慮して設定する。国は定年前職員の半分になるよう設定しているため同様の取り扱いとした。

※3 本年の人事委員会勧告を踏まえた規則等の改正においては、懲戒処分を受けた職員に係る勤勉手当の成績率の引上げは行わない（前回引上げ時（令和元年）に同じ）。

3 施行日 公布日（令和4年12月1日から適用）

◇議案第3号

人事委員会定め（改正給与条例附則関係）の制定に係る専決処分の承認について、事務局が説明し、原案のとおり決定した。

【説明】

以下のとおり人事委員会定めを制定する専決処分を行ったので、報告するとともに承認を求める。

1 定め の 名称

令和4年改正条例附則第2項の「人事委員会が定める者」について

2 概要

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年鳥取県条例第32号。以下「改正条例」という。）の施行日時時点で給与条例に定める給料表の適用を受ける職員ではない者のうち、条例改正による給与差額追給の対象となる者（任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者）を規定する。

○任用の実情を考慮し職員に準ずる取扱いをすることが適当と認める者

（1）人事交流により、令和4年4月1日以後施行日前に知事部局等（給与条例適用）を退職し、

- 引き続き国・他の地方公共団体（給与条例適用外）に採用された者
- (2) 令和4年4月1日以後施行日前に知事部局等（給与条例適用）から引き続き企業局等（企業職員給与条例等適用）へ異動した者
 - (3) 第1号会計年度任用職員（期末手当の引き上げに関する規定に限り適用）
 - (4) 第2号会計年度任用職員（期末手当の引き上げに関する規定に限り適用）

3 施行期日 令和4年12月26日

4 専決処分の理由

令和4年12月26日付の改正条例施行に係る定めでの制定で緊急を要し、人事委員会に諮るいとまがなかったため。

◇報告第1号

鳥取県職員採用試験（令和5年4月採用予定 障がい者対象（身体、精神）・高校卒業程度（警察行政））の採用候補者の決定について、事務局が説明した。

六 次回人事委員会の開催

令和5年1月25日（水）午前10時00分から開催することとした。